



KAMIKAWAJI

上川路会計通信

税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所 〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
TEL 099-252-7070 FAX 099-252-6400支店 名山町鹿児島ビル事務所 〒892-0821 鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
TEL 099-223-3465 FAX 099-223-4348支店 甲南永山事務所 〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
TEL 099-255-3898 FAX 099-255-1992

第251号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

電撃辞任

第二次世界大戦が終わり75年を迎えた8月15日、戦争で犠牲となった約310万人を悼み、不戦の誓いを新たにす全国戦没者追悼式が、東京の日本武道館で行われました。新型コロナウイルスの影響で、参列者は過去最少の約540人でした。コロナに振り回された暑い8月になりました。

安倍首相が28日、持病による体調悪化を理由に突然に辞任を表明し、列島に衝撃が広がりました。平成24年12月の第2次内閣発足以降、歴代最長の7年8カ月にわたって国政のかじ取りを担ってきました。悲願の憲法改正や北朝鮮による拉致問題などに道筋を付けられないままの、無念の辞任になりました。コロナ感染拡大傾向が落ち着き、コロナとインフルエンザの同時感染対策を取りまとめたこの時期の辞任が、最良と判断したと語りました。

東京五輪の旗振り役だった安倍首相は、記者会見で開催国としての覚悟を後継者に託しました。国際オリンピック委員会(IOC)のバッハ会長に電話で直談判して、史上初の五輪延期を取り付けました。首相には、東京五輪に強い思い入れがあっただけに、開催を待たずに辞任することに万感の想いを滲ませました。

安倍首相が辞任を表明した28日、早速に『ポスト安倍』総裁選の号砲が鳴りました。総裁候補としてかねて意欲を見せていた石破茂元幹事長、岸田文雄政調会長そして安倍首相を長年支えた菅義偉官房長官の3氏を軸に総裁選びが進みました。菅氏が2日、出馬表明、細田・麻生・二階派など主要派閥の多くが菅氏支持に傾き国会議員票での争いを優位に進める情勢になりました。安倍政権の政策の継承を訴えたのが菅氏でした。党内からは党員も含めるよう求める声が若手議員から噴出して、密室政治の悪癖の打破を訴えましたが、1日には総務会では政治の空白は許されないと、党員抜き総裁選は決定してしまいました。

コロナ禍の影響で鹿児島県での本年度開催を断念した“燃える感動かごしま国体・かごしま大会”が、2023年に開くことで佐賀県などとの調整がついたようです。開催予定の日程がはっきりしたことで選手強化のめどがつくと安堵の声があがりました。塩田県政が始まって1カ月、県民

目次

ごあいさつ “電撃辞任”	…1P
税務カレンダー	…2P
2020年9月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“令和2年分の年末調整に係る改正内容について”	…4・5P
地域分析システムV-RESAS(ブイリーサス)を活用しよう!	…6P
お客様情報 “特別養護老人ホーム にじの郷たにやま”	…7P
お客様情報 “野間幼稚園 なかたね児童クラブ”	…7P
随想 “『あんもらか』 上川路美恵野 ”	…8P

に期待を抱かせる好スタートを切りました。

将棋界の若き“棋神”藤井聡太の進化がとまりません。“中年の星”木村一基王位にシリーズ4連勝でタイトル王位も奪取しました。棋聖とあわせ二冠となり八段に昇段、18歳と1カ月での二冠と八段昇段はいずれも最年少記録です。25年前、25歳でタイトル全制覇した羽生善治九段は、「10代で複数冠を保持するのは空前絶後の大記録だと思います。今後も将棋の進化のフロントランナーとして活躍を期待しています」と快挙を祝していました。

白血病から復活を目指す競泳女子の池江璃花子選手が、約7カ月ぶりのレースに臨みました。女子50メートル自由形に出場し、目標タイムをクリアして、「戻ってこれたと実感できた。第二の水泳人生の始まり」と涙しました。今後は2024年のパリ五輪に出場して、メダル獲得を目標にすると語りました。

8月は世界各地が記録的な猛暑に見舞われました。アメリカ・カリフォルニア州では、54.4度の観測世界史上最高の暑さを記録、日本でも浜松市で国内史上最高気温と並ぶ41.1度を観測しています。気象庁は今年の8月は猛暑日が連日続いて戦後最高の暑い夏だったと発表しました。コロナの感染拡大が止まらないうえに、加えてこの猛暑です。熱中症予防の基本を守って、これまでに経験のないこの厳しい残暑を乗り切りたいものです。(令和2年9月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2020年9月

7月決算会社申告書提出

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 	22 	23	24	25	26
	敬老の日 秋分の日					
27	28	29	30 	10/1	10/2	10/3

9月30日まで

- 7月決算法人の確定申告
- 1月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

※9月決算の方へ※
10月開始事業年度（課税期間）から消費税の特例の適用を受けたい場合・特例の適用をとりやめたい場合は、9月30日（水）が届出の提出期限となります。

9月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

2020年10月

〈8月決算会社申告書提出〉

11月2日まで

- 8月決算法人の確定申告
- 2月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

10月12日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

10月15日まで

- 特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知

10月中において市町村の 条例で定める日

- 個人の道府県民税および
市町村民税の第3期分の納付



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

中間決算の検討

3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

厚生年金保険の標準報酬月額の上限の引き上げ

9月1日から、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。

※健康保険の標準報酬月額の最高等級（第50級・139万円）については変更ありません。

※特別な手続きはありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業者の方へは、**9月下旬以降にお知らせが届く予定**ですので、ご注意ください。

改定前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額 18.300%	被保険者負担分(折半額) 9.150%
(旧)第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

改定後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額 18.300%	被保険者負担分(折半額) 9.150%
(新)第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
(新)第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

中間決算棚卸の実施

実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

社内イベント等の経理処理

会社支出の社員のレクリエーション費用は、原則「福利厚生費」として処理しますが、金額・用途によっては、税務調査で問題になる可能性もあります。行事の内容等の資料は保存しておくようにしましょう。



テーマ 『令和2年分の年末調整に係る改正内容について』

平成30年度税制改正では、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除や基礎控除の見直しなどの改正が行われました。これらの改正は、令和2年分の年末調整に影響します。また、年末調整に係る様式も変更されていますので、改正内容や新様式を確認をして、早めに準備を行いましょよう。

改正内容

給与所得控除額の引き下げ

給与所得控除とは、所得税などを計算する際に一定額を必要経費として年収から差し引くことができる控除額のことですが、令和2年分の年末調整からは一律10万円引き下げられました。また、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられるため、年収850万円を超える人は10万円以上の引き下げとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

基礎控除額の引き上げ

基礎控除は、全ての納税者に適用されるもので、これまでは収入に関係なく、一律38万円が控除されていました。改正後は最大48万円に引き上げられますが、合計所得金額が2,400万円を超えると所得に応じて減っていきます。2,500万円超では控除額がゼロとなり、基礎控除は適用されません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円分	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		なし

所得金額調整控除の創設

子育てや介護を行っている人が、給与所得控除の見直しで税負担増とならないように調整する措置として、「所得金額調整控除」が創設されました。給与収入850万円超で「本人が特別障害者」「23歳未満の扶養親族がいる」「特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる」のいずれかに該当する人は、年末調整で給与所得から調整控除されます。

【計算方法】 控除額 = { 給与等の収入金額 (年収) - 850万円 } × 10%

* 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、1,000万円として計算します。

* 適用を受けるには、年末調整で「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。

ひとり親控除の新設／寡婦控除の見直し

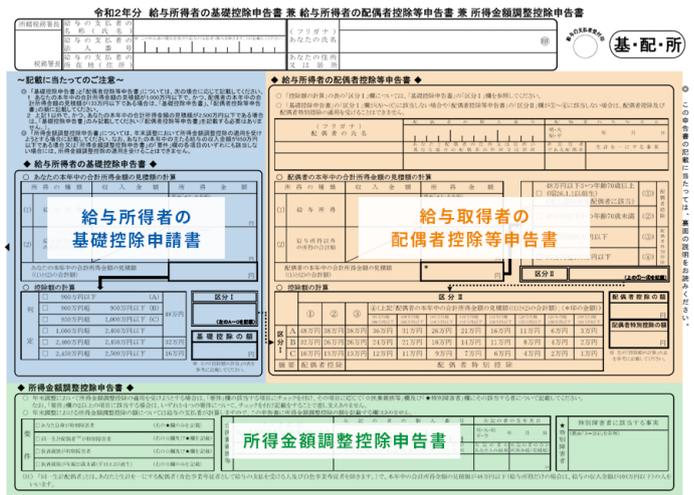
これまでの寡婦（夫）控除は、「死別や離婚で配偶者がいなくなった人」に適用されており、未婚のひとり親との格差が生じていました。今回の改正では、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、すべてのひとり親に対してひとり親控除（控除額35万円）が適用されます。

- 婚姻歴や性別にかかわらず、本人の所得合計金額が500万円（年収 678万円）以下の単身者で、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する場合、ひとり親控除を適用する。
- ひとり親控除の対象とならない「配偶者と離婚・死別して扶養親族がいない」もしくは、「子以外の扶養親族がいる」単身女性は、引き続き寡婦控除（控除額27万円）が適用される。寡夫と同様に合計所得金額500万円の所得制限を設ける。
- ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。

申告書一体化

年末調整の申告書が「給与所得者の配偶者控除等申告書」「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」が一体となった新様式に変更となります。

年末調整を行うにあたり、「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」も必要となりますが、これらについても変更が予定されていて、確定版が令和2年9月頃に国税庁HPに掲載される予定です。



配偶者控除、扶養控除などの合計所得金額要件の見直し

基礎控除や給与所得控除の見直しにあわせて、他の控除にかかる合計所得金額要件も10万円ずつ引き上げられました。給与所得控除・基礎控除の見直しなどで扶養控除などの適用範囲に影響しないようにするための措置です。

改正後も年収ベースでの変更はないため、扶養親族等の所得が給与所得のみで収入金額が変わりなければ、合計所得金額要件の変更は実質変わらないこととなります。

	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

住宅ローン減税の控除期間を一時的に延長



住宅ローン減税とも呼ばれる住宅借入金等特別控除は、住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合、ローンの年末残高に依じた控除額が10年間にわたって所得税から控除される制度です。

消費税引き上げ対策として、一時的に控除期間が13年間に延長されます。拡充措置を受けるには、2019年10月1日から2020年12月31日までに取得・増改築等をした住宅に入居していることが条件です。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限に遅れた場合でも、一定の期日までに契約が行われていれば、入居期間が2021年12月31日に延長されます。

*一定の期日：注文住宅を新築する場合は2020年9月30日。分譲住宅・既存住宅の取得や増改築等をする場合は、2020年11月30日。

法定調書の電子的提出義務の対象枚数引き下げ



年末調整後に作成する源泉徴収票・支払調書などの法定調書は、種類ごとに前々年の提出枚数が1,000枚以上の場合、e-Taxや光ディスクでの提出義務がありました。2021年1月からは、枚数の基準が100枚以上に引き下げられます。そのため、2019年に源泉徴収票を100枚以上提出していた場合、2021年1月以降は源泉徴収票をe-Taxなどで提出しなくても構いません。なお、提出義務の判定は支払調書の種類ごとに行うため、源泉徴収票は100枚でも支払調書は50枚だったというケースでは、源泉徴収票のみ提出が必須です。

地域分析システムV-RESAS（ブイ リーサス）を活用しよう！

内閣府地方創生推進室と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が6月30日から提供を開始した、地方分析システムのWebサイト**V-RESAS（ブイ リーサス）**をご存じでしょうか？新型コロナウイルス感染症が、経済に与える影響を地域単位で把握でき、地方公共団体や金融機関、商工団体等だけではなく、企業経営者も十分活用できる内容となっています。今回、いくつかの例をご紹介しますが、興味のある方はぜひサイトをご覧になり、参考にして頂ければと思います。

飲食店情報の閲覧数

このグラフは**飲食店情報の閲覧数**を飲食店のジャンルごとに前年同週比で表しています

V-RESAS

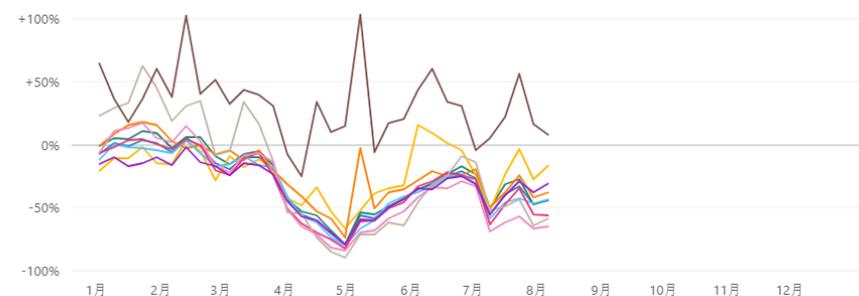
- ・新型コロナウイルス感染症が影響を与えている地域経済の状況を可視化
- ・原則1週間程度の頻度で掲載データ等を更新
- ・都道府県(エリア)ごとの変化が把握できる

ジャンルごとの前年同週比の推移
2019年12月30日～2020年8月9日

鹿児島市・日置市エリア

鹿児島・日置

飲食店のジャンル: ■すべてのジャンル ■和食 ■アジア・エスニック ■中華 ■洋食・西洋料理 ■肉料理 ■鍋料理 ■居酒屋・バー ■カフェ・スイーツ ■ファミレス・ファストフード



V-RESAS サイトより

V-RESASから読み取れること

- ・3/26 鹿児島県で新型コロナウイルス感染者の一例目が報告される ⇒全体的に減少
- ・4/7 緊急事態宣言 発令 ⇒さらに減少(営業自粛等)
- ・GW前後から少しずつ増加 5/25 緊急事態宣言全面解除 ⇒少しずつ増加
- ・6月末 ⇒前年同期比の70～80%まで近づく
- ・7/1 鹿児島県ではじめてのクラスター感染発生 ⇒一時的に減少
- ・3月以降はほとんどのジャンルにおいて前年同期比を下回っているが、テイクアウトに対応していると思われるファミレスやファストフードは前年同期比を上回っていることが多い(GW中は特に増加) 等



他の例

・決済データから見る消費動向

クレジットカード決済情報をもとに指定都道府県が属している地域ブロックの消費の変化を前年同期比で表しています

業種別の前年同週比の推移
2020年1月1日～2020年6月30日

鹿児島県 小売業

小売業

支出先の種別: ■すべての業種 ■すべての小売業 ■各種商品小売業 ■服物・衣服・身の回り品小売業 ■飲食料品小売業 ■自動車小売業 ■福祉器具小売業 ■燃料小売業 ■医薬品・化粧品小売業 ■その他小売業 ■EC



EC(インターネット上での売買や決済)が大幅に増加

・滞在人口の動向

都道府県および代表観測地点の滞在人口の動向について、前年同週比を表しています

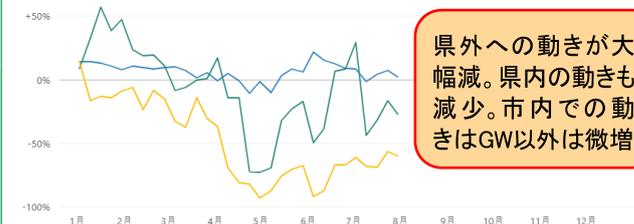
推定居住地ごとの前年同週比の推移
2019年12月30日～2020年8月2日

鹿児島中央駅

鹿児島中央駅

すべての時間帯

滞在人口の推定居住地: ■市区町村内 ■都道府県内 ■都道府県外



県外への動きが大幅減。県内の動きも減少。市内での動きはGW以外は微増

特別養護老人ホーム にじの郷たにやま ユニット増床開設！！



特別養護老人ホームにじの郷たにやまは、2020年2月1日の増床により従来型は入所定員が50名、ユニット型は40名の定員から60名に増え、施設全体の入所定員110名、短期入所定員12名の122名の入所施設となりました。増床ユニットの名称は、お互いに協力し合う関係を築き、人との和を大切にしていくという職員の願いから「和（なごみ）」と名付けられました。

増床を機に、これまで以上に利用者様が安心して過ごすことができる環境の整備を進め、より地域に貢献できる施設を目指していきますので引き続き皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。



ゆったりとした個室です 



●● お問い合わせ ●●

社会福祉法人 鹿児島虹の福祉会
特別養護老人ホーム にじの郷たにやま

〒891-0105 鹿児島市中山町5028-80
TEL 099-267-3977 FAX 099-267-3180

認定こども園 野間幼稚園

なかたね児童クラブ

待ちに待った、新しい施設での活動が、本年度より始まりました！！

なかたねの子どもたちにとって、今まで以上に安心安全な場所となるよう、運営していきたいと思っております。

かわいらしい外観は、見ただけでワクワクします♪



広々とした保育室。天井の立派な梁が印象的です！！



静養室。落ち着いて過ごせそうな空間です。



学校法人 こだま学園

認定こども園 野間幼稚園

〒 891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5101-29

TEL 0997-27-1353



うだるような暑さの夏が過ぎ、九月の声を聞いたとたん相次ぐ台風の襲来、併せてお見舞い申し上げます。

今年はコロナの影響でお祭りや花火などの行事の中止も相次ぎ「特別な夏」となりました。願わくば今年だけの「特別」であってほしい、来年はまた夏の風物詩を賑わいの中で楽しめるようになってほしいものです。一方で、今まで東京や大阪などの一部でしか開催されなかったイベントやセミナーなどがオンライン化して地方在住者にも参加しやすくなり嬉しく思っています。

コロナ禍の「禍」はしめすへんの「禍(わざわい)」で、さんずいの「渦(うず)」と誤記されることがありますが、コロナによって良くも悪くも激動している状態はまさしく大渦巻のようで「コロナ渦」も言い得て妙、と思っているところです。

さて、このような状況の中でも量が変わらないのは子どもたちの夏休みの宿題で、作文や自由研究など口出し手出しの匙加減に悩みつつ何とか仕上げました。

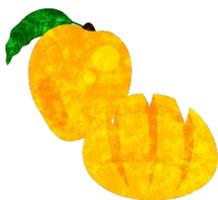
今年は、娘が果物の種を蒔いたらちゃんと芽が出るのか、ということに興味を示したので食べ終わった色々な果物の種を取っておいて蒔いてみました。

豆腐の空きパックにカプトムシ用の腐葉土を入れて種を埋めてみるというぞんざいな扱いの上に、昼間に無人となる自宅の蒸し暑さは人間なら間違いなく熱中症という環境なので多くの種はあえなく腐ってしまったのですが意外にもメロンとマンゴーが無事に発芽し、小さな葉っぱが出てきました。高級果物らしからぬたくまじさに驚きましたが、きちんと植木鉢に植え替えたので、しばらくは成長を楽しめそうです。

マンゴーは紡錘形の果実の真ん中に大きな種があり、そのせいで切り分けにくいし、種の周りの果肉がきれいに取れないのもったいないな、邪魔だなあ、としか思っていませんでした。今回、種の周りについて果肉をきれいにあらうと白い産毛の生えたさやのようなものになり、そのさやを切り開くとソラマメほどの種が入っているということを初めて知りました。

興味を持って調べるとマンゴーはインドでは古くから栽培されていて仏教とのつながりの深い木と言われているそうです。お釈迦様が悟りを開いたのは菩提樹の下とされていますが、この菩提樹はマンゴーだという説があるのだとか。さらに、たくさんの花をつけても果実として実を結ぶものは数少ないことから人間が悟りを開くことの難しさにもたとえられます。漢字表記では『菴羅』(アンラ)『菴摩羅』(アンマラ)と書き、谷崎潤一郎の「吉野葛」には『菴摩羅果(あんもらか)』として登場します。重々しく神々しい言葉の響きに惹かれて未読だった小説も手に取ることになりました。

普段目にしていても気にしなければ「無い」ものと同じ。外出自粛中でもほんの少しのきっかけで新しい世界が広がると気付かされ、大人も楽しい自由研究でした。



花火煮き今年の空の流星群 美恵野

編集後記

今年は、例年にも増して昼間の気温が高かったな・・・と思い、ここ数年の鹿児島県の気温を調べてみました。8月に最高気温35℃を超えた日が2018年が5日、2019年は1日、そして今年は何と11日でした。この猛暑の夏を乗り切れたかと思うと、少しほっとしましたが、しばらくは残暑が続きそうです。しっかり睡眠と栄養をとって、体調管理に努めたいと思います。

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計 検索

編集委員 上川路美恵野 鶴田 伊集院 福留 東崎 盛喜 関

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば(税)上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

